

社会福祉法人希望の家役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望の家（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、運営協議委員、評議員選任・解任委員会委員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める

(役員等の報酬)

第2条 役員等が理事会、評議員会、運営協議会、評議員選任・解任委員会及び監査業務等（以下「役員会業務等」という。）に出席したとき又は役員会業務等以外の法人の事業運営（以下「役員会等業務外」という。）に、理事長の命を受けてその業務にあたったときに報酬及び旅費支給する。但し、常勤又は非常勤役員として法人業務にあたる際の報酬は、別に評議員会で定める。

(報酬等の額)

第3条 役員会業務等及び役員会等業務外の出席に支給する額は、別表1に定める額とする。

(旅費の額)

第4条 役員会等業務等及び役員会等業務外の出席に支給する旅費は、別表1に定める額とする。

(旅費)

第5条 役員等旅費の実費が別表1を超える場合は、超えた額を支払う。

(適用除外)

第6条 施設長を兼務する者は、この規程を適用しない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の議決を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人「希望の家」役員の旅費に関する規程は、平成29年3月31

日で廃止する。

別表 1

役員会等業務等及び役員会等業務外の出席に支給する報酬額

1回につき 12,000 円

役員会等業務等及び役員会等業務外の出席に支給する旅費の額

1回につき 3,000 円